

久留米市中心市街地活性化協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、久留米市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を福岡県久留米市城南町15番地5 久留米商工会議所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、改正中心市街地活性化法に基づく国の支援策を取り込み、まちなか再生に向けた事業意欲を持つ民間事業者とともに総合的な中心市街地活性化の推進を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 久留米市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 久留米市中心市街地の活性化に関する事業総合調整
- ウ 久留米市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- エ 久留米市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ 交通ネットワーク事業に関すること

(3) その他、中心市街地の活性化に関すること

第2章 会員

(会員)

第5条 協議会の会員は、次のものをもって構成する。

- (1) 久留米商工会議所
- (2) 株式会社ハイマート久留米
- (3) 久留米市

- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認めるもの

(入会)

第6条 第5条第4号に該当するものであって、協議会の会員でないものは、自己を協議会の会員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(会費)

第7条 会費は、必要に応じ別途定める。

(退会)

第8条 第5条第4号で協議会の会員となったものは、当該の規定するものでなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を退会するものとする。

第3章 役員

(役員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 運営委員 7名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は、久留米商工会議所会頭とする。
 - 3 副会長、運営委員、監事は、協議会の承認を得て、会長が会員の内から選任する。
 - 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

- 第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 3 運営委員は、運営委員会の構成員として、協議会の運営のための活動を行う。
 - 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。
 - 3 事務局長は、会頭が指名する。

第4章 会議

(総会)

第12条 協議会は、総会を開催し活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約

の改正、役員を選出その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第13条 協議会の活動を円滑に推進するために運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、総会に提案する活動計画等を策定する。
- 3 運営委員会は、会長、副会長、運営委員で構成する。
- 4 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運営委員会は、委員の3分の2以上をもって成立する。
- 6 運営委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 7 運営委員会に、部会を設置することができる。

第5章 会 計

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第15条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

- 2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

附 則

- 1 この規約は、平成18年8月30日から施行する。
平成18年11月 2日一部改正
平成19年 3月20日一部改正
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については別に定める。